

令和7年度露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金交付要項

(通則)

第1条 知事は、露地野菜産地イノベーション推進事業実施要領に基づき、所得向上のためのイノベーションに取り組む産地等を支援するため、事業実施主体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を主たる事業所の所在地を所管する農林事務所長（以下「農林事務所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、農林事務所長が別に定める。

3 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 農林事務所長は、前条の規定による交付申請について内容を審査し、その内容を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付決定の通知をするものとする。

(申請の取り下げ期間)

第5条 規則第8条の規定による申請の取り下げの期限は、第4条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を農林事務所長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、要領第7の2で定める変更以外の軽微な変更についてはこの限りでない。

(補助事業の中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により農林事務所長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により農林事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第 8 条 農林事務所長は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の 90 パーセント以内の額を限度として概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払申請書（様式第 4 号）を農林事務所長に提出するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 5 号）を農林事務所長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に概算払精算書及び概算払精算内訳書（茨城県財務規則第 274 条の規定に基づく帳票の様式（平成 5 年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号、103 号）を併せて提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出する場合において、第 3 条第 3 項ただし書きに規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、第 3 条第 3 項ただし書きに規定する事業主体に係る部分における消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあたっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第 6 号）により農林事務所長に報告するとともに、農林事務所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(財産の管理等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 12 条 取得財産等のうち、規則第 20 条の知事が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第 20 条に定める財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

(証拠書類の保存)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 58 条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 71 条に規定する期間とする。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第 8 号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(付則)

1 この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) 第 2 条関係

補助対象事業	補助対象経費	事業実施主体	補助率
露地野菜産地 イノベーション 推進事業	専門家等謝金、市場調査 等旅費、借上料、資材等 購入費、商品 P R 等印刷 製本費、通信運搬費、デ ザイン等委託料、分析・ イベント出展等手数料、 専門家等賃金、施設・機 械整備費	農業協同組合連合会、農 業協同組合、農事組合法 人、農事組合法人以外の 農業生産法人、特定農業 団体、その他農業者の組 織する団体、その他農林 事務所長が特に必要と認 める団体	定額。 ただし、施設・機械 整備費は事業費の 1/2 以内とする。 (設置工事費を含 む。機械については リース導入も可、但 し本体価格のみを対 象とする。)

(様式第1号)

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金交付申請書

令和7年度露地野菜産地イノベーション推進事業を下記のとおり実施したいので、露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金交付要項第3条第1項の規定により補助金円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

事項	事業費	積算基礎	備考
	円		
計			

3 経費の配分及び負担区分

事 項	事業の内容	事業費	負担区分		備考
			県補助金	事業実施主体	
		円	円	円	
計					

注1：仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ備考欄に記載すること。

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業実施主体 その他	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業実施主体 その他	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

6 補助金の受領方法（次のいずれかに○印をつけること）

- (1) 直接払
- (2) 隔地払
- (3) 口座振替払

払 込 先 銀 行 名	銀行 支店
預金種目・口座番号	1 普通 2 当座 3 その他() 口座番号
(フリガナ) 口 座 名 義	

(様式第2号)

番 号
年 月 日

殿

〇〇農林事務所長

露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった露地野菜産地イノベーション推進事業とし、その内容は申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における当該補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業者は、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)、露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金交付要項及び露地野菜産地イノベーション推進事業実施要領に従わなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適正に管理運営されるよう留意しなければならない。
- 5 補助事業者は、次に掲げる内容について留意しなければならない。
 - (1) この補助金に係る規則、要項、要領に従いその条件に違反した場合には、当該補助金等の全部又は一部を返還させることがあること。
 - (2) 補助事業者は、当該補助金等の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかでないため、これを含めて申請した場合は次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 補助事業者は、補助事業等の実績報告書を提出する場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税の申告により前記の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記アにより減額した場合にあたっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに農林事務所長に報告するとともに、農林事務所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
 - (3) 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5ヵ年(消費税等が適用される事業主体にあっては7ヵ年)整備保管しなければならないこと。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金交付要項第6条の規定により申請します。

記

※様式第1号の記に準じて作成し、「1 事業の目的」は「1 変更の理由」とし、変更のある部分は2段書きとし、変更前の内容を（ ）書きで上段に記載する。

(様式第4号)

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

露地野菜産地イノベーション推進事業概算払申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金交付要項第8条第2項の規定により下記のとおり概算払を申請します。

記

1 申請理由

2 申請額
金 円

事項	既受領額		今回請求額		残額		備考
	金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高	
	円	%	円	%	円	%	

注：補助事業に要する経費の月別所要見込額を記載した書面を添付すること。

(様式第5号)

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

露地野菜産地イノベーション推進事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金交付要項第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

※様式第1号の記に準じて作成し、「1 事業の目的」は「1 事業の実績」に、「4 事業完了予定年月日」は「4 事業完了年月日」とする。

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった事業について、露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金交付要項第 9 条第 4 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1	茨城県補助金等交付規則第 14 条に基づく確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る 消費税等仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (= 3 - 2)	金	円

注：事業別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第7号)

番 号
年 月 日

殿

〇〇農林事務所長

露地野菜産地イノベーション推進事業費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった露地野菜産地イノベーション推進事業については、茨城県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円

(様式第8号)

財產管理台帳

事業実施主体名		実施年度	令和 年度	県事業名	露地野菜産地イノベーション推進事業
---------	--	------	-------	------	-------------------

[illegible]